

特定保健指導業務委託プロポーザル募集要項

1 募集目的及び事業概要

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳から74歳を迎える国民に対して、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査（以下「特定健診」という。）と特定保健指導を各医療保険者が実施することになっている。

文京区では、国民健康保険に加入している該当の被保険者に対し特定健診を実施し、健診の結果一定の基準を超えた受診者に対して、特定保健指導を実施している。平成25年度からは、特定保健指導のうち「積極的支援」及び「動機付け支援」の両方を外部委託することで、対象者の抽出やその利用勧奨等、特定保健指導の一体的管理を図ったが、実施率の目標達成には至っていない。そこで、プロポーザル方式により広く事業者から目標達成及び支援内容の充実に繋がる提案を募集し、更なる実施率向上を図る。

2 業務委託内容

別紙1-1「仕様書（案）（令和6年度受診者支援分）」及び別紙1-2「仕様書（案）（令和6年度受診者継続支援分）」のとおり

3 提案限度額

提案限度額（令和8年3月31日までの全体経費）

令和6年度分（令和6年度受診者支援分）：1,730,245円（税込み）

令和7年度分（令和6年度受診者継続支援分）：4,113,340円（税込み）

※ 価格は、別紙1-1「仕様書（案）特定保健指導業務委託（令和6年度受診者支援分）」及び別紙1-2「仕様書（案）特定保健指導業務委託（令和6年度受診者継続支援分）」の事業規模に基づいて算出すること。

※ 提案限度額を超えた見積価格の提案があった場合は、無効とする。

※ なお、提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではありません。

4 契約期間

令和6年9月下旬から令和7年3月31日まで（令和6年度受診者支援分）

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで（令和6年度受診者継続支援分）

※ なお、今回選定し、契約する事業者の履行状況及び履行成績を総合的に評価した上で、継続して令和7年度受診者支援分及び令和7年度受診者継続支援分に係る契約を行うことができる。

5 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たすこと。

(1) 対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18文総契第347号）による指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23文総契第306号）第4条第1項の入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 社会保険診療報酬支払基金に特定保健指導機関として登録し、特定保健指導機関として決定を受けていること。

6 選定スケジュール（予定）

- | | |
|-----------------------------|-------------------------------|
| (1) 募集要項の公表及び質問受付開始 | 6月18日（火） |
| (2) 質問中間締め切り | 6月25日（火） 17時 |
| (3) 第一回質問回答 | 6月26日（水） 16時（予定） |
| (4) プロポーザル参加希望書受付期限 | 7月4日（木） 17時 |
| (5) 質問最終締め切り | 7月9日（火） 17時 |
| (6) 第二回質問回答期限 | 7月10日（水）（予定） |
| (7) 参加申込書及び提出書類受付期間 | 7月16日（火） から
7月19日（金） 17時まで |
| (8) 第一次審査（書類審査） | 7月下旬 |
| (9) 第一次審査結果通知発送（全参加事業者） | 7月下旬 |
| (10) 第二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答） | 8月上旬 |
| (11) 最終結果通知送付（第二次審査全参加事業者） | 9月上旬 |
| (12) 契約締結 | 9月下旬 |

7 プロポーザル参加希望書の受理

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、プロポーザル参加希望書（様式第1号）（以下「参加希望書」という。）を必ず提出すること。

- (1) 提出期限
令和6年7月4日（木） 17時まで（必着）

- (2) 提出方法
電子メールにて受け付ける。メール本文に事業者名、担当者氏名、連絡先を記載し、参加希望書を添付した上で、下記メールアドレス宛てに申込期限までに申し込むこと。
なお、送信する際は、開封確認設定を行うこと。

ア 件名

「特定保健指導業務委託プロポーザル参加希望（〇〇事業者名）」

イ 提出先

文京区保健衛生部健康推進課宛て

電子メールアドレス：b384000●city.bunkyo.lg.jp

（※●を@に変換し、ご使用ください。）

(3) 参加希望書を提出しなかった事業者は、以降の手續に参加することはできないこととする。また、提出期限を過ぎた後は、申込みを受け付けない。

なお、メールサーバによる遅延等を理由に提出期限に間に合わなかった場合も、区は一切責任を負わない。

8 参加申込書及び提案書類の受理

受付期間中に、次の書類を「企画提案書等作成要領」及び「仕様書（案）別紙1-1及び別紙1-2」を参考に作成し提出すること。

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
1 参加申込書（様式第2号）	1部
2 企画提案書（様式第3号 A4判10ページ以内） 必須記入項目 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社概要・運営理念 ・ 文京区の地域特性・課題及び分析 ・ 受託業務に関する教育・研修システム ・ 情報管理システムの整備状況と個人情報保護の体制 ・ 安全管理対策（具体的な苦情対応、事故防止対策、及び事故発生時の安全管理対策） ・ 区への報告体制及び報告方法（実施結果の電子データ入力・報告・分析・評価） ・ 対象者への教材・指導プログラム ・ 特定保健指導における情報通信技術（ICT）を活用した遠隔面接による指導内容 ・ 保健指導実施率・継続率・終了率等向上のための工夫 ・ 周知・勧奨方法 	計7セット (各1部ずつ) ※ <u>7セットのうち6セットは、事業者が特定できる情報は記載しないこと。</u>
3 本業務の人員体制（様式第4号） <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員体制（職員体制、有資格者数、経験年数等） 	
4 業務受託実績（様式第5号）	
5 会社組織図（指定様式なし A4判）	
6 会社概要（指定様式なし A4判1ページ程度、既存のパンフレット等でも可）	1部
7 見積書及び見積書内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書令和6年度（様式第6-1号）及び見積書内訳（様式第6-2号） ・ 見積書令和7年度（様式第7-1号）及び見積書内訳（様式第7-2号） 	各1部

号)	
8 社会保険診療報酬支払基金の特定保健指導機関コード番号	1部

(2) 提出体裁

- ア (1)で指定した部数をそろえて提出すること。
- イ 提出書類のうち、(1)「2企画提案書」から「5会社組織図」までは、各1部ずつをまとめたものを1セットとし、計7セット用意すること。
- ウ 「2企画提案書」から「5会社組織図」までについては、事業者の名称及びその他事業者が特定される情報を記載しないものとするが、事業者の名称などを黒塗り等した場合は、1セットのみ元の書類を提出することとする。
- エ 「2企画提案書」から「5会社組織図」までは、両面印刷とし、各ページの下中央部に通し番号を付けた後、左側2か所をステープラー等で留め、書類ごとにインデックスを付けること。
- オ 用紙方向を横長とするページがあるときは、用紙の長辺をとじること。

(3) 提出場所及び提出方法

文京区保健衛生部健康推進課（文京シビックセンター8階南側）へ持参すること。郵送その他の方法により提出された書類は、無効とする。

(4) 提出期間及び提出時間

ア 提出期間

令和6年7月16日（火）から7月19日（金）まで（厳守）

イ 提出時間

9時から17時まで。ただし、12時から13時までを除く。

(5) 留意事項

- ア 参加申込書及び提案書類（以下「参加申込書等」という。）の提出をもって、本募集要項の記載事項を承諾し、参加するものとみなす。
- イ 受付期間を過ぎてなされた提出は、理由のいかんを問わず無効とする。
- ウ 受付後は、区が求めた場合を除き、提出書類の差し替え、追加等の変更は、一切行えない。
- エ 書類提出時に、第一次審査結果通知用の封筒（長形3号。宛先を記入、84円切手を貼付したもの）を併せて提出する。

9 提出書類の配布

(1) 配布期間

令和6年6月18日（火）から

(2) 配布方法

区ホームページからダウンロードすること。

区ホームページ「お役立ちリンク」→「事業者の方へ」→「事業者向けプロポーザル」→「特定保健指導業務委託」

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/b027/p002713.html>

10 選定方法及び結果通知

選定は、プロポーザル方式により、次の手順で審査する。

(1) 第一次審査

第一次審査は、事業者から提出された企画提案書等を基に、特定保健指導業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が書類審査により委託候補事業者を上位3事業者程度選定する。

(2) 第二次審査

第二次審査は、第一次審査を通過した委託候補事業者から、提案書類及び、別途区が指定した項目に基づき、1事業者当たり15分以内でプレゼンテーションを行う

（パワーポイントの使用も可能、機器については事前に申告をした場合、プロジェクター及びスクリーンは区が準備する。パソコンについては事業者側で準備すること。）。その後、選定委員から15分程度の質疑応答を行う。

なお、プレゼンテーションの説明者は、本件の中心的役割を担う者が行うものとし、参加者は3人以内とする。

(3) 委託候補事業者の選定

委託候補事業者は、第一次審査と第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第1位、総合評価点の2番目に高い事業者を契約交渉順位第2位として選定する。ただし、参加資格を満たしていない場合審査対象としない。

なお、第一次審査と第二次審査の合計点数が、区の定める基準を下回った事業者は、順位にかかわらず委託候補者として選定しない。

(4) 結果の通知

第一次審査及び第二次審査による選定結果は、参加事業者に対し、提案書類の審査結果について（様式第9号及び第10号）及び選定結果について（様式第11-1号から第11-3号）により通知する。

(5) 委託候補事業者の公表

審査の透明性を図るため、本公募の応募状況及び委託候補者の名称等については、選定後、区ホームページで公開する。

11 質問・回答

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、次のとおり受け付けるものとする。

(1) 受付期間

ア 受付開始

令和6年6月18日（火）

イ 中間締切り

令和6年6月25日（火）17時まで（厳守）

ウ 最終締切り

令和6年7月9日（火）17時まで（厳守）

(2) 受付方法

電子メールにて受け付ける。

なお、送信する際は、開封確認設定を行うこと。

ア 件名

「特定保健指導委託プロポーザル質問（〇〇事業者名）」

イ 入力内容

メール本文に事業者名、担当者氏名、連絡先及び質問（箇条書き）を記載すること（事業者名が不明な質問に対しては、回答を行わない。）。

ウ 提出先

文京区保健衛生部健康推進課宛て

電子メール：b384000@city.bunkyo.lg.jp

（※●を@に変換し、ご使用ください。）

(3) 回答方法

ア 令和6年6月25日（火）17時まで（厳守）に受け付けた質問は、令和6年6月26日（水）までに区ホームページで回答する。

イ 令和6年7月9日（火）17時まで（厳守）に受け付けた質問及び中間締切りまでに受け付けた質問で未回答の質問は、プロポーザル参加希望書を提出した全事業者に対し、令和6年7月10日（水）までに電子メールで回答する。

(4) 留意事項

ア メール以外による問合せ及び質問は受け付けない。

イ 受付期限を過ぎた後は、質問を受け付けない。

なお、メールサーバによる遅延等を理由に受付期限に間に合わなかった場合も、区は、一切責任を負わない。

12 情報公開の取扱い

審査結果の情報について情報公開請求があった場合は、文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号）に基づき、同条例第7条各号の非公開情報を除き公開する。

なお、公開の可否は、区が判断するものとする。

13 参加申込書等の無効・失格

(1) 参加資格要件等を満たさなかった場合は、失格とする。

(2) 参加申込書等の内容に、虚偽の記載がある場合、又は本要項に適合しない場合は無効とする。

(3) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、当該事業者を失格とする。

(4) 他の法人等の応募を妨害した場合は、失格とする。

(5) (2)及び(3)に該当する場合は、指名停止取扱要綱に基づき、指名停止を行うことがある。

14 契約

(1) 契約に当たっては、契約交渉順位第1位の委託候補事業者と、毎年度予算の範囲内で

提案内容に基づき、仕様内容を協議の上決定する。

- (2) 契約交渉順位第1位の委託候補事業者との協議が不調となった場合は、契約交渉順位第2位の委託候補事業者を繰り上げ、協議を行う。

15 留意事項

(1) 参加申込書等の取扱い

- ア 提出期限後の参加申込書等の差し替え及び再提出は、原則として認めない。
- イ 提出された参加申込書等の提出書類は、返却せず、区において処分する。
- ウ 提出された参加申込書等は、事業の選定以外に提出者に無断で使用しない。

(2) 応募の辞退

参加申込書及び参加提案書を提出した後に辞退する場合は、直ちに電話にて事業担当まで連絡後、参加辞退届（様式第8号）を応募書類提出先へ郵送又は持参にて提出すること。

なお、辞退の受付は、令和6年7月22日（月）17時までとする。

(3) 費用負担

応募に関する費用は、全て応募事業者の負担とする。

(4) 資料等の目的外使用の禁止

区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の目的の範囲内であっても、区の了解を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

16 事業担当

文京区保健衛生部健康推進課保健係 山崎 直美、小林 恭

TEL 03-5803-1229

FAX 03-5803-1355